

報道関係者 各位

平成 23 年 5 月 31 日
(照会先)
職業安定局雇用開発課
課長 水野 知親
専門官 久保村 達也(内線 5330)
(電話 代表) 03(5253)1111
(直 通 電 話) 03(3502)1718

「大量雇用変動届」の提出状況および 「再就職援助計画」「大量雇用変動届」の提出に関する指導・相談件数 (平成 23 年 4 月分)

経済的な事情等で 1 カ月間に 30 人以上の従業員を退職させざるを得ない場合に、事業主が事前に公共職業安定所長へ出すことが義務付けられている「大量雇用変動届」の提出状況と、「再就職援助計画」「大量雇用変動届」の提出に関する指導・相談件数(※)を取りまとめましたので、公表します。

【平成 23 年 4 月の集計結果 (速報値)】

- 「大量雇用変動届」の届出事業所数： 184 事業所 (前月比 103 カ所の減少)
離職者数： 8,811 人 (同 7,150 人の減少)
- 「再就職援助計画」提出に関する指導件数： 14 件
相談件数： 150 件
- 「大量雇用変動届」提出に関する指導件数： 8 件
相談件数： 59 件

(※)「指導・相談」について

指導：雇用対策法第 24 条、第 27 条に規定の義務を履行していない場合 (最初の離職者が出る日の 1 カ月前までに再就職援助計画を提出しないなど) に、事業主に対し実施

相談：上記指導以外の相談・助言 (例：記載方法についての助言、提出義務についての周知など)

平成23年4月 大量雇用変動届 提出状況【速報値】

別紙1

			事業所数	離職者数	うち正規職員		
					うち正規職員	うち正規職員以外	うち派遣労働者
1	北海道	5	124	94	30	0	
2	青森	5	281	28	253	0	
3	岩手	2	78	65	13	0	
4	宮城	9	446	210	224	12	
5	秋田	1	38	27	11	0	
6	山形	3	264	1	263	0	
7	福島	8	294	99	157	38	
8	茨城	3	86	86	0	0	
9	栃木	4	432	40	392	0	
10	群馬	1	41	36	5	0	
11	埼玉	7	471	393	78	0	
12	千葉	9	643	47	511	85	
13	東京都	40	995	555	161	279	
14	神奈川県	6	255	81	49	125	
15	新潟	2	18	18	0	0	
16	富山	1	11	7	4	0	
17	石川	0	0	0	0	0	
18	福井	0	0	0	0	0	
19	山梨	4	260	52	50	158	
20	長野	3	40	2	38	0	
21	岐阜	1	50	50	0	0	
22	静岡県	10	393	219	174	0	
23	愛知県	16	1,142	266	597	279	
24	三重	3	127	25	102	0	
25	滋賀	1	180	1	179	0	
26	京都	0	0	0	0	0	
27	大阪	11	803	451	352	0	
28	兵庫	10	299	164	9	126	
29	奈良	0	0	0	0	0	
30	和歌山	1	143	143	0	0	
31	鳥取	0	0	0	0	0	
32	島根	0	0	0	0	0	
33	岡山	2	235	0	235	0	
34	広島	0	0	0	0	0	
35	山口	1	2	0	2	0	
36	徳島	0	0	0	0	0	
37	香川	1	32	0	32	0	
38	愛媛	0	0	0	0	0	
39	高知	0	0	0	0	0	
40	福岡	6	247	137	72	38	
41	佐賀	2	28	28	0	0	
42	長崎	1	27	7	20	0	
43	熊本	4	234	33	201	0	
44	大分	0	0	0	0	0	
45	宮崎	1	92	77	15	0	
46	鹿児島	0	0	0	0	0	
47	沖縄	0	0	0	0	0	
全国			184	8,811	3,442	4,229	1,140

※1 速報値であり、今後変更の可能性はある。

2 当該件数は再就職援助計画の提出件数を含んでおり、一の事業所における離職者数が30人に満たない場合も計上している。(再就職援助計画を提出した事業主は、大量雇用変動届を提出したものとみなされる。)

「正規職員」…勤め先で一般職員又は正社員等と呼ばれている者(派遣労働者を除く。)

「正規職員以外」…「正規職員」「派遣労働者」以外の者であって、勤め先でパート、アルバイト、契約社員、嘱託、期間工等の名称で呼ばれている者

「派遣労働者」…労働者派遣事業所において雇用されている派遣労働者

大量雇用変動届 提出状況(平成21年度～平成23年度)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	事業所数	離職者数	事業所数	離職者数	事業所数	離職者数
4月	570	30,304	212	8,571	184	8,811
5月	347	16,071	206	12,961	—	—
6月	377	20,128	169	7,959	—	—
7月	251	10,891	220	9,257	—	—
8月	284	14,550	186	12,636	—	—
9月	304	15,542	169	7,340	—	—
10月	302	11,277	150	8,310	—	—
11月	245	9,956	142	5,393	—	—
12月	247	11,408	169	6,848	—	—
1月	202	11,130	173	7,230	—	—
2月	319	12,764	326	15,692	—	—
3月	355	17,944	287	15,961	—	—
計	3,803	181,965	2,409	118,158	184	8,811

※1 速報値であり、今後変更の可能性がある。

2 当該件数は再就職援助計画の届出状況を含んでおり、一の事業所における離職者が30人に満たない場合も計上している。

(再就職援助計画の申請をした事業主は、大量雇用変動届を提出したものとみなされることになっている。)

平成23年4月 再就職援助計画及び大量雇用変動届の提出に関する指導・相談件数【速報値】

都道府県	再就職援助計画		大量雇用変動届	
	指 導（※1）	相 談（※2）	指 導（※1）	相 談（※2）
1 北海道	1	4	0	0
2 青 森	2	0	2	0
3 岩 手	0	0	0	0
4 宮 城	0	0	0	1
5 秋 田	1	2	0	0
6 山 形	0	2	1	1
7 福 島	0	5	0	5
8 茨 城	0	2	0	1
9 栃 木	0	4	0	6
10 群 馬	0	0	0	1
11 埼 玉	3	1	0	3
12 千 葉	1	7	2	1
13 東 京	0	51	1	18
14 神 奈 川	0	6	0	1
15 新 潟	0	5	0	1
16 富 山	0	1	0	0
17 石 川	0	0	0	0
18 福 井	0	0	0	0
19 山 梨	0	6	0	2
20 長 野	1	8	0	1
21 岐 阜	0	1	0	0
22 静 岡	0	2	0	0
23 愛 知	3	3	2	3
24 三 重	1	3	0	0
25 滋 賀	0	0	0	0
26 京 都	0	0	0	1
27 大 阪	1	10	0	6
28 兵 庫	0	3	0	1
29 奈 良	0	0	0	0
30 和 歌 山	0	0	0	0
31 鳥 取	0	0	0	0
32 島 根	0	0	0	0
33 岡 山	0	3	0	0
34 広 島	0	2	0	0
35 山 口	0	2	0	1
36 徳 島	0	0	0	1
37 香 川	0	0	0	0
38 愛 媛	0	0	0	0
39 高 知	0	0	0	0
40 福 岡	0	9	0	2
41 佐 賀	0	0	0	0
42 長 崎	0	5	0	0
43 熊 本	0	2	0	2
44 大 分	0	1	0	0
45 宮 崎	0	0	0	0
46 鹿 児 島	0	0	0	0
47 沖 縄	0	0	0	0
全 国	14	150	8	59

※1 原則として、雇用対策法（昭和41年法律第132号）第24条及び第27条に規定されている義務を履行していない場合に事業主に対して行う指導をいう。（例：経済的事情により、一つの事業所において、常時雇用する労働者が1か月以内に30人離職することとなる事業規模の縮小等を行うおとする事業主が、最初の離職者の生ずる日の1か月前までに再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出しない場合等）

※2 ※1に掲げるもの以外の相談・助言をいう。（例：記載方法についての助言、提出義務についての周知等）

再就職援助計画の概要

1 再就職援助計画とは

雇用対策法第6条では「事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るように努めなければならない。」とされています。

このため、雇用対策法第24条第1項により、事業主が、一の事業所において30人以上の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行おうとするとき、離職を余儀なくされる労働者のために作成しなければならないものが「再就職援助計画」です。

再就職援助計画は、最初の離職者の生ずる日の1か月前までに作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければなりません。

※30人未満の離職者を生じさせる事業規模の縮小等を行う場合の作成は任意です。

2 再就職援助計画の内容について

再就職援助計画は、以下の内容を記載する必要があります。

- ① 申請事業主の現状及び計画を作成する事業所の現状
- ② 計画作成に至る経緯
- ③ 計画対象労働者の人数、計画期間
- ④ 対象労働者の氏名、生年月日、年齢、雇用保険被保険者番号、離職予定日、再就職援助希望の有無、雇用形態
- ⑤ 再就職援助のための措置
- ⑥ 労働組合等の意見

※再就職援助計画の作成に当たっては、労働組合等の意見を聴くことが必要です。

大量雇用変動届制度の概要

1 趣 旨

事業所において、一時的に大量に雇用が減少して、その地域の労働力需給に影響を及ぼすおそれがある場合に、公共職業安定所長が事業主から届出を受け、職業安定機関等が所要の措置を講ずることにより、このような事態に迅速かつ的確に対処しようとするもの。

2 届出の要件

1の事業所において、1月以内の期間に、日々又は期間を定めて雇用されている者等を除いて、自己の都合又は自己の責に帰すべき理由によらないで離職する者（天災事変その他やむを得ない事由のために事業継続が不可能となり離職する者を除く。）の数が30人以上の場合、離職日の少なくとも1月前に公共職業安定所に提出しなければなりません。

なお、再就職援助計画の申請をした場合には、大量雇用変動の届出をしたものとみなされます。

3 国の措置

- ① 労働者その他関係者に対する離職前からの雇用情報の提供、広範囲にわたる求人開拓、職業紹介
- ② 公共職業訓練機関における職業訓練